

定 款

平成21年5月15日 制定
平成24年4月24日一部改正
平成24年6月12日一部改正
平成25年6月 4日一部改正
平成26年6月16日一部改正

一般社団法人 日本マグネシウム協会

東京都中央区日本橋3丁目6番10号 くりはらビル
電話 03-3243-0280
FAX 03-3243-0285

一般社団法人日本マグネシウム協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本協会是一般社団法人日本マグネシウム協会と称し、英文では「The Japan Magnesium Association」、略称は「JMA」と表記する。

(事務所)

第 2 条 本協会は主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目的)

第 3 条 本協会はマグネシウム事業の健全な進歩発展を図り、もって日本経済及び社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) マグネシウムの需給に関する調査及び研究
- (2) マグネシウム産業に関する資料、統計の作成、情報の収集及び提供
- (3) マグネシウム産業に係る資源・エネルギーの合理化、有効利用に関する調査及び研究
- (4) マグネシウム産業に係る環境の整備・保全に関する調査及び研究
- (5) マグネシウム産業の構造改善、合理化に関する調査及び研究
- (6) マグネシウムの生産・利用、需要開発等に係る技術に関する調査及び研究
- (7) マグネシウムに関する広報及び出版
- (8) マグネシウム産業に関する意見の表明及び答申
- (9) その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告)

第 5 条 本協会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(細則)

第 6 条 本定款の施行に必要な細則などは、理事会の議を経て会長が定める。

(事業年度)

第 7 条 本協会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 社 員

(種別)

第 8 条 本協会の社員は次の 3 種とする。

- (1) 正会員 マグネシウムに関する次の各号の一に該当する法人とする。
 - 1) 製錬会社（製錬、再生及び原材料製造業を営むもの及びこれに準ずるもの）
 - 2) 加工会社（圧延、鋳造、ダイカスト、その他の加工業を営むもの）
 - 3) 需要会社（マグネシウムを使用するもの）

- 4) 商事会社（地金、屑、加工製品並びにこれらの原材料の国内販売及び輸出入を営むもの）
 - 5) 生産、加工又は応用に関する研究を行う会社又は機関
 - 6) 前各号に規定するものを主たる構成員とする団体
- (2) 賛助会員 マグネシウムの切削、接合、組立等の加工に関する事業を営む法人及びマグネシウムの製品開発を行おうとする法人とする。
- (3) 個人会員 学識経験を有する個人で、特に理事会が認めた者とする。

（入会）

第 9 条 本協会の社員となるためには、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
（年会費）

第 10 条 社員は、社員総会において別に定める入会金並びに会費を納めなければならない。
（社員の義務）

第 11 条 社員は定款及び社員総会の決議を守らなければならない。社員のうち正会員は社員総会に出席して議決権を行使し、本協会の事業に参加することができる。

（資格の喪失）

第 12 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を 1 年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第 13 条 社員はその義務を履行したのち書面による届出をもって退会することができる。ただし、退会しても、本協会に対し財産上の請求をすることはできない。

（除名）

第 14 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の議決により除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の一週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為のあったとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その社員に対し、通知をするものとする。

（社員資格喪失に伴う権利及び義務）

第 15 条 社員が第 12 条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
2 本協会は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

（種類）

第 16 条 本協会の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

（構成）

第 17 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第 18 条 社員総会は、この定款で定める以下の事項を議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 理事及び監事の選任
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 会費又は負担金の額及びその納入方法
- (6) 社員の除名
- (7) 本協会の解散
- (8) 前各号の外、理事会より付議された事項
- (9) その他運営に関する重要事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 20 条第 3 項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第 19 条 通常総会は毎年 1 回以上開催する。

2 臨時総会は理事会で必要と認めるとき、又は総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったときに開催する。

(招集)

第 20 条 社員総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条 2 項による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 社員総会の招集通知は少なくとも 2 週間前に会議の目的事項、日時及び場所をすべての社員に書面をもって発しなければならない。

(議長)

第 21 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 22 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(議決)

第 23 条 社員総会の議事は、一般社団法人及び財団法人に関する法律(以下、一般社団・財団法人法という。)第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数の出席により成立し、決議は出席者の過半数をもって行う。ただし、定款の変更及び解散の決議は総正会員の 4 分の 3 以上の多数をもって行う。

(書面表決)

第 24 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項により表決した者は社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要

第 4 章 理事、代表理事及び理事会

(理事会の設置)

第 26 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

3 理事会は、社員総会の議決とこの定款の定めるところにより、本協会の業務を執行する。

(理事の員数)

第 27 条 本協会の理事は 3 名以上 35 名以内とする。

(理事の選任)

第 28 条 理事は社員総会で、社員の内から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、社員以外の者を理事に選任することを妨げない。

2 理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。

3 理事は、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の任期)

第 29 条 理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠で選任された理事及び増員された理事の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第 30 条 理事はいつでも社員総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第 31 条 常勤の理事には報酬を支給することができるものとし、非常勤の理事は無報酬とする。

(代表理事)

第 32 条 理事会は、その決議によって代表理事を選任する。

2 前項によって選任された代表理事を会長とする。

(副会長及び専務理事)

第 33 条 理事会は、その決議により、副会長 5 名以内、専務理事 1 名を選任することができる。

(会長、副会長、及び専務理事の職務)

第 34 条 会長は本協会を代表し、会務を総理し、社員総会及び理事会を招集してその議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

(理事会の権限)

第 35 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事務局の組織及び運営

(2) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項

(3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

(理事会の開催)

第 36 条 理事会は毎事業年度に 4 回以上開催する。

(招集)

第 37 条 理事会の招集通知は少なくとも 2 週間前までに会議の目的事項、日時及び場所を全員に書面をもって発しなければならない。

(定足数及び議決)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、第25条に準じ議事録を作成し、会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 名誉会長、顧問及び名誉会員

(名誉会長、顧問、名誉会員)

第41条 本協会に名誉会長、顧問並びに名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会長は永年会長の職にあった者であって功績顕著な者を社員総会において推挙する。
- 3 名誉会長は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問並びに名誉会員は理事会に諮り、会長が委嘱する。
- 5 顧問並びに名誉会員は会長の諮問に応じ又は意見を具申することができる。

第6章 監事

(設置)

第42条 本協会に監事を置く。

(選任)

第43条 監事は社員総会で、社員の内から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、2人を限度として、社員以外の者を監事に選任することを妨げない。

- 2 理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。
- 3 監事は、監事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、監事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第44条 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠で選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第45条 監事を解任する場合は、すべての社員の半数以上であって、すべての社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第46条 監事は無報酬とする。

(職務)

第47条 監事は、本協会の業務及び財産に関し、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査する。
- (2) 本会の財産の状況を監査する。
- (3) 本会の業務又は財産について、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は会長に報告する。
- (4) 本協会の業務又は財産について、理事に意見を述べ、必要があるときには理事会の招集

を請求する。

第 7 章 委 員 会 等

(常設委員会)

第 48 条 本協会は必要に応じ、理事会の決定により常設の委員会を設けることができる。

(委員長の選任と職務)

第 49 条 委員会にはそれぞれ委員長を置く。

- (1) 委員長は理事会において選任し、会長が委嘱する。
- (2) 委員長はそれぞれの委員会を主宰する。
- (3) 委員会に関する規定は別に理事会において定める。

(支部)

第 50 条 本協会は、主たる事務所のほか、第 3 条で定める目的を達成するため支部を設けることができる。

- 2 支部の区域は、理事会の決議により定める。
- 3 支部には、支部の事務を行うため、支部長 1 名及び規則で定めるその他の役員を置く。
- 4 支部長は、理事会において理事より選任し、会長が委嘱する。
- 5 支部長は、支部を代表し、支部の事務を統括する。

(支部規則)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、理事会が定める。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(資産)

第 52 条 本協会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費、特別会費
- (3) 負担金、助成金及び寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(経費)

第 53 条 本協会の経費は資産をもって充てる。用途を指定された補助金、寄付財産等はその指定に従う。

(資産の管理)

第 54 条 本協会の資産の管理並びに運用は、理事会の定めるところにより会長が行う。

(事業報告及び決算)

第 55 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下計算書類等という)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、社員総会において承認を得るものとする。

- 2 事業年度末において剰余金を生じたときは、その全部若しくは一部を翌年度に繰越するか、又は積立てるものとし、剰余金の分配は行わない。
- 3 本協会は、第 1 項の通常社員総会の終結後直ちに、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 56 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会においてすべての社員の半数以上が出席し、すべての社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第 57 条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第 9 章 合併及び解散等

(合併等)

第 58 条 本協会は、社員総会において、すべての社員の半数以上であって、すべての社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 59 条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、すべての社員の半数以上であって、すべての社員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 60 条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により本協会と類似の事業を目的とする他の法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 61 条 本協会に事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長を置く場合は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 職員は、会長が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第 62 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 63 条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 64 条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第 12 章 附 則

(設立時事業年度)

第 65 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 66 条 この法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事	相良	達一郎
設立時理事	金澤	武
設立時理事	小島	陽
設立時理事	恒川	清
設立時理事	小原	久
設立時監事	菱沼	有二
設立時監事	片桐	久雄

(設立時社員の氏名及び住所)

第 67 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	氏名	相良	達一郎
	住所		

設立時社員	氏名	金澤	武
	住所		

設立時社員	氏名	小島	陽
	住所		

設立時社員	氏名	恒川	清
	住所		

設立時社員	氏名	小原	久
	住所		

設立時社員	氏名	菱沼	有二
	住所		

設立時社員	氏名	片桐	久雄
	住所		

(法令の準拠)

第 68 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上は当法人の定款に相違ありません。

平成 26 年 6 月 16 日

代表理事 加藤 数良

⑨